

税制調査会

# 小倉会長に直訴

## 52年付加価値税導入で



税制調査会

会長 小倉武 一殿

### 「付加価値税に関する要望書」

貴税制調査会におかれましては五一年度以降の税制のあり方について、高い立場でご検討のことと拝察いたします。

本連盟は、二、〇〇〇有餘の青年税理士によって組織されている全国的規模の税理士団体であります。

我々全国青年税理士連盟は、過去三回にわたり視察団を送り、ヨーロッパ諸国における税制、特に付加価値税の現状をつぶさに視察して、付加価値税のもつ潜在的欠陥である逆進性、物価問題、中小企業に与える影響等について調査

昭和五十一年一月

東京都渋谷区千駄谷五―二〇―一―

第一シルバールビル五〇―

全国青年税理士連盟

会長 湖東 京至

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-20-11

第1シルバールビル5F 501号

電話 03(356)2916

至 東京 湖東 京至

人 湖東 京至

編 集 中 村 建 靖

廣 報 部 長



し、また多くの人々とじかに接して、国民生活にどのような影響を与え、どのように受けとめられているか、膚で接することができ

した。

これらヨーロッパ諸国における経験と、我々の視察団の得た貴重な資料をもとに本意見書を作成しました。

貴調査会におかれましては、本意見書の趣旨をおくみとり下さいまして、付加価値税の導入には慎重の上にも慎重を期し、現時点では不適切であることを、ご明示いただきたいと思います。

一、付加価値税は、著しい大衆課税となり、逆進性の強い税である。

一般に、間接税は所得の多寡にかかわらず課税される税であるため、大衆課税となるといわれている。

昭和三十九年三月、貴税制調査会に提出された国税庁の資料によると、所得税の全く課税されない人たちが多額の間接税を負担している事実が明らかとなっている。すなわち、昭和三十五年分の所得税納税世帯一〇八五万世帯が負担している間接税は三、四一九億円で、これに対し、所得税の課税されない低所得世帯一、二一八万世帯が負担した間接税総額は二、四六八億円で達している。これは、間接税総額の約四二%を、課税所得のない低所得者層が負担している事

実を示しているのである。しかも同資料によれば、所得税課税世帯の総所得額に占める間接税負担率は五・〇八%であるのに対し、所得税を課されない世帯の総所得額に占める間接税負担率は九・二五%と著しく高負担となっている。

このように、間接税は大衆課税であるばかりでなく、逆進性の強い税であるということが出来る。

付加価値税は、一般消費税であるために、すべての取引段階に課税され、国民生活の全分野にわたってあまねく課税される性質上、個別消費税以上に大衆課税となり、逆進性が顕著であるといわなければならない。

貴調査会においてもこの点に着目して、昭和三十六年十二月の答申においては「わが国においては、所得税が重いだけでなく、間接税の負担もまた重いということ、さらに直接税とくに所得税の減税だけでは、低所得者の負担が相当重いまま放置され、バランスのとれ

### ヨーロッパも逆進性で四苦八苦

た税体系を考える場合に問題がある」として、逆進性の強い間接税を手直しすべく答申されているのである。

しかし、間接税の抜本的改正はその後行なわれておらず、むしろ大衆課題として強化されつつある上に、さらに一般消費税としての付加価値税を導入することは、国民、とくに低所得者層に著しい負担を強いることにならう。

二、付加価値税の導入は物価上昇・インフレを増長する  
付加価値税の導入が確実に物価上昇を招くことは理論的にも又 E・C 諸国の先例でも既に明らかである。賛成論者は「物価が上がるといっても唯一回、付加価値税の分だけあがるだけではないか」というが、アメリカ大統領領経済諮問委員会のスタイン(Howard Stein)氏などは、物価騰貴が賃金の引上げをとまらうならば、付加価値税が価格に与える効果は一回かぎりの衝撃では終らない」という意見を述べている

又、この物価の高い日本で、税金分だけ物価が上がるということだけでも由々しき事態であります。もともと E・C 諸国では付加価値

## 付加価値税大歓迎の大企業

付加価値税導入以前に何等かの形、売上税等で、付加価値税と同種の間接税が存在しており、付加価値税はこの種の間接税を整理する意味で導入されたもので、決して増税が目的でなされたのではない。それにも拘わらず、それぞれの国々で、いちじるしい物価上昇を招いている。

例えば、オランダでは旧取引高税の九%から付加価値税の十二%へ移行(一九六九年)し、その差額三%であるのに三カ月間で五%の物価上昇となり、政府の物価凍結令にも拘わらず、一九六九年には対前年比七・五%の高騰となった。

また、ベルギーでは家賃には付加価値税が課税されないにもかかわらず、建築費に含まれる税がはねかえって家賃の高騰がいちじるしかった。これは付加価値税の導入を契機として、端教切上げや便乗値上げがさかんに行なわれることを示している。

現在の不況下、大企業は価格改訂により企業利益の確保を狙っており、付加価値税を導入すれば、先年の石油バニクグの時にみられたような便乗値上げや買占めがお

こり、国民は深刻なインフレに見舞われ、さらに犠牲を強いられることとなる。

三、付加価値税は大企業優遇税制である

経団連などの大企業家団体は、付加価値税導入について賛成の意思表示を行なっているといわれている。それは次の四つの理由から付加価値税が大企業にとって、それほどの負担増とならないからである。

まず第一は、付加価値税は最終的に消費者に転嫁する仕組みであるために、この税を導入することによって、国民の租税負担率は高まるが、企業はこれを負担しない。いいかえると、企業課税を免れながら国民の租税負担率を欧米のそれに近づけることができ、現在の大企業優遇税制を維持できるといえるものである。

第二は、付加価値税の導入によって物価が上昇し、国民の購買力は相対的に低下するために、売上高が減少する。

これは中小企業製品の利潤率の低下をもたらすことにならうが、大企業製品は寡占化による市場占有率が高いので、税の転嫁は完全に行なわれ、なおかつ中小企業製品との間に、ますます完全な競争



力の差がもたらされるであろう。

第三には、E・C 諸国で実施されている輸出戻し税制度によって、前段階で納付されている付加価値税額の還付が行なわれることである。

E・C 諸国においては、この輸出戻し税制度によって、ガットの規定上認められている内国消費税の還付が、企業の国際競争力を高めている。

わが国の場合、昭和四十九年度の輸出実績は五五五億ドル(約一七兆円)にのほっている。この輸出品に含まれる付加価値税が還付されるとすれば、実施段階で

は一兆数千億円の戻し税が輸出関連企業に戻されることにならう。わが国の輸出の中心は、鉄鋼自動車、造船等で全輸出の四〇%近くが占められている。その他の商品についても、大手商社によって輸出が行なわれているので、輸出戻し税はこれら大商社に対して行なわれることになる。

第四は、投資財即時総額控除による税額の還付が行なわれることである。これは、装置産業等において設備投資等を行なった場合、当該設備等の購入費に含まれる付加価値税額を納付税額に充当し、なお残があれば還付するというものである。経済企画庁が発表した昭和五十年の民間企業設備は、約二十二兆円と推定されているが、付加価値税の実施段階では、これに含まれる付加価値税二兆円程度が充当もしくは還付されることになる。この投資財即時総額控除は、大規模設備投資を行なう大企業中心に税額控除が行なわれることとなるので、装置産業への傾斜的減税措置となるのである。

四、中小零細業者に与える影響  
我が国の経済構造は、多数の中小零細業者が全国的に広がる中で、基礎的構造をささえているだけに付加価値税がこれら中小零細

業者が全国的に広がる中で、基礎的構造をささえているだけに付加価値税がこれら中小零細

業者に与える影響は量・質ともに大きいといえる。

① 転嫁の不完全性は、中小零細業者の経営を圧迫する。

付加価値税の転嫁は、理論上は逆転しつつ、最終消費者に負担されることになっている。しかし、需給関係や取引の力関係によって決定されていく経済取引の中ではより弱い業者はより強い業者に転嫁すべき税部分が、売買利益の中に組入れられてしまう傾向がでてくる。このことは業者間の流通段階でも生じるであろうし、最終消費者への販売競争の段階でも生ずる。中小業者の取扱う販売商品が大企業の販売価格に比べ、利益率の低い現状を考えた時、その影響は中小零細業者の経営を圧迫することになる。

② 売掛取引の長期化により、付加価値税の立替払いを強いられる。信用取引の長期化により、売上代金の回収までの期間、売掛商品に対する納付付加価値税の立替払いが生じる。この結果、資金的に弱い立場にある中小零細業者は、付加価値税部分の資金調達をしなければならなくなる。

③ 付加価値税の記帳義務は、事務量の増大と事務費の負担を強い

る。

付加価値税は売上・仕入の税額を完全に記帳し、短期間に申告、納付をするために新たに付加価値税の記帳義務が強いられることになる。中小零細業者は現在でも事務管理には、大変な労力を費している現状である。これに加え、付加価値税の記帳整理・申告納付は量的にも大きいことから、これに要する事務量の増加は、このための人件費等事務量の増加となつて中小零細業者の経営を圧迫することになる。

ヨーロッパ諸国でも付加価値税は中小零細業者を圧迫しており、零細な商工業者が付加価値税によつてもたらせる苦悩は想像以上であった。とくに実施直後のオーストリア、イタリア、イギリスにおいて整理倒産店じまいがここに見られた。

店じまいの主な理由は付加価値税の記帳、納税事務の複雑さもあるが、なおそれ以上に付加価値税は企業間に中立であるといわれているが、実際にはフランス、西ドイツなどにおいて零細業者は、税部分の転嫁が出来ず業者負担の企業税になつていたり、大企業との負担格差が生じる

ため、大企業との負担格差が生じる

ため、大企業との負担格差が生じる

ため、大企業との負担格差が生じる

ため、大企業との負担格差が生じる

ため、大企業との負担格差が生じる

ため利益の減少をもたらすためである。

年間売上の少ない零細業者については、免税業者の特例制度があるが、この制度を利用すると仕入時の付加価値税は、前段階税額控除は出来ないで、業者の負担となり利益を圧迫する。また免税業者が次の取引業者に販売する時は、免税業者からの仕入は前段階税額控除ができないために不利になる。これらのことは、免税業者の返上をするものが増えつつある状況からもうかがい知ることが出来る。

五、付加価値税の導入は、わが国税体系の改悪である

わが国の歳入に占める間接税の割合は、昭和三十一年度に四四・九％であったものが、四九年度では二六・五％と大きく低下している。この事実をとらえて付加価値税導入の論拠として、日本は直接税の比率が高いので、重税感が解消されないとして直間比率の是正が主張されるが、いわゆる直間比率には適当なバランスというものは理論的には存在しない。むしろ現状では国民の重税感の間接税が

低いというより所得税制そのものの不公平という理由によるものと考えられる。また諸外国に比較して、わが国の直接税比率が高いと主張されているが税制は国民性、歴史、地域性の相違等の要因が複雑に作用するものと考えられ、これらを無視して単純に比較することは無理であると思われる。

現行の税体系を大きく変革する場合には、直接税、間接税の個々の税目のもつ性格や、その経済効果をあらゆる面にわたって吟味し、充分な必要性が見出され、かつ国民的合意があつて始めて実施されるべきものである。その時に最も重視すべきことは、課税公平の原則であり、直接税、特に所得税中心の税制は、この租税原則に最も適しており、現在のわが国のこの税体系を、単に直間比率の是正という理由だけで付加価値税を導入することにより変更することは、是正ではなく改悪である。

六、いわゆる財源の問題について

世界的景気後退を反映して、わが国でも直接税収入、とりわけ法人税収入が激減しているという。この不足財源を補うために、新たな租税として付加価値税を導入するということは課税庁としての一つの対応である。しかし、す

で述べたとおり、付加価値税の導入は、国民経済全般に多大の影響を与えるばかりではなく、逆進性の強化など、新たな矛盾を生み出すことになる。そこで、いわゆる財源の問題については、次の二点から検討されるべきである。

まず第一は、現行租税制度の根本の見直しを行なうべきである。たとえば、ここ十年余にわたつて国民から批判をうけている大企業の特権的減免税に道をひらいている特別償却や各種の引当金、準備金、さらに、国民の貯蓄意欲とは無関係に資産所得者を優遇しているとされる利子、配当所得の分離課税方式など、租税上の特別措置を改めるべきである。

第二は、財政支出について合理化、効率化をはかるべきである。国家財政の規模は、毎年拡大の一途をたどっているが、前年支出に比準した予算要求が各省庁から提出されているのが常である。この際、非能率的な事務経費の節減はもとより、実効性の少ない事業費の取りやめ、各種補助金の整理、各省庁の機構の抜本的合理化などを行なうべきである。

これらの努力なくして安易に付加価値税の導入を行なうことは国民の合意し得ないところである。

これらの努力なくして安易に付加価値税の導入を行なうことは国民の合意し得ないところである。

これらの努力なくして安易に付加価値税の導入を行なうことは国民の合意し得ないところである。

### 中小企業は泣く泣く自己負担

ため利益の減少をもたらすためである。

年間売上の少ない零細業者については、免税業者の特例制度があるが、この制度を利用すると仕入時の付加価値税は、前段階税額控除は出来ないで、業者の負担となり利益を圧迫する。また免税業者が次の取引業者に販売する時は、免税業者からの仕入は前段階税額控除ができないために不利になる。これらのことは、免税業者の返上をするものが増えつつある状況からもうかがい知ることが出来る。

五、付加価値税の導入は、わが国税体系の改悪である

わが国の歳入に占める間接税の割合は、昭和三十一年度に四四・九％であったものが、四九年度では二六・五％と大きく低下している。この事実をとらえて付加価値税導入の論拠として、日本は直接税の比率が高いので、重税感が解消されないとして直間比率の是正が主張されるが、いわゆる直間比率には適当なバランスというものは理論的には存在しない。むしろ現状では国民の重税感の間接税が

低いというより所得税制そのものの不公平という理由によるものと考えられる。また諸外国に比較して、わが国の直接税比率が高いと主張されているが税制は国民性、歴史、地域性の相違等の要因が複雑に作用するものと考えられ、これらを無視して単純に比較することは無理であると思われる。

現行の税体系を大きく変革する場合には、直接税、間接税の個々の税目のもつ性格や、その経済効果をあらゆる面にわたって吟味し、充分な必要性が見出され、かつ国民的合意があつて始めて実施されるべきものである。その時に最も重視すべきことは、課税公平の原則であり、直接税、特に所得税中心の税制は、この租税原則に最も適しており、現在のわが国のこの税体系を、単に直間比率の是正という理由だけで付加価値税を導入することにより変更することは、是正ではなく改悪である。

六、いわゆる財源の問題について

世界的景気後退を反映して、わが国でも直接税収入、とりわけ法人税収入が激減しているという。この不足財源を補うために、新たな租税として付加価値税を導入するということは課税庁としての一つの対応である。しかし、す

で述べたとおり、付加価値税の導入は、国民経済全般に多大の影響を与えるばかりではなく、逆進性の強化など、新たな矛盾を生み出すことになる。そこで、いわゆる財源の問題については、次の二点から検討されるべきである。

まず第一は、現行租税制度の根本の見直しを行なうべきである。たとえば、ここ十年余にわたつて国民から批判をうけている大企業の特権的減免税に道をひらいている特別償却や各種の引当金、準備金、さらに、国民の貯蓄意欲とは無関係に資産所得者を優遇しているとされる利子、配当所得の分離課税方式など、租税上の特別措置を改めるべきである。

第二は、財政支出について合理化、効率化をはかるべきである。国家財政の規模は、毎年拡大の一途をたどっているが、前年支出に比準した予算要求が各省庁から提出されているのが常である。この際、非能率的な事務経費の節減はもとより、実効性の少ない事業費の取りやめ、各種補助金の整理、各省庁の機構の抜本的合理化などを行なうべきである。

これらの努力なくして安易に付加価値税の導入を行なうことは国民の合意し得ないところである。

これらの努力なくして安易に付加価値税の導入を行なうことは国民の合意し得ないところである。

これらの努力なくして安易に付加価値税の導入を行なうことは国民の合意し得ないところである。

# 主張

日税連は一月二十三日の正副会長会で、「公益団体等に対する税理士の派遣に関する規則(案)」を検討し、二月十九日、二十日の常務理事会、理事会にて同規則を審議し、三月臨時総会を招集して同規則を作る方針の様である。

同規則は本文十二条と附則より成っている。

疑問点を指摘し、問題提起をした。(税理士界二月十日号)

(1)第二条で「公益団体等」とは商工会、商工会議所、法人会、青申会、日税協、これらに準ずるものという非常に広範囲を指導対象にしている。

一昨年の商工会、商工会議所の顧問税理士制度ですらアップアップしている状態で、なおかつその範囲を広げ様としている。「公益団体等」という文字は全ての公益団体であり、日税連が指定するものはすべて含まれるという危険をはらんでいる。

(2)第四条の「税理士派遣契約の締結」には派遣税理士の業務内容が全く記載されていない。

税務相談のみなのか、税務申告

書の作成をするのか、全く不明である。

第七条の「派遣税理士に対する業務の委嘱」にも税理士派遣契約に定められた業務となっているが定められた業務が明確でない。

(3)第十一条「単独契約の禁止」は会員はこの規則の定めるところによらないで、公益団体等からの業務に関する委嘱を受けてはならない。これに違反した者は会則五十四条第一項、第二項又は第五十五条第二項の規定で罰するとい

## 第二の顧問税理士制度出現す!!

うものである。

会則で罰則規定を設けるのが通例で、規則に罰則規定を作り、会則違反で、取締るといふことは法として成たたないのではないかと

いう疑点が残る。

しかも、会員の身分を拘束する罰則規定である。

契約は双方の合意によっての自由契約が大原則である。

この大原則を否定することにもなる。

(4)附則①に五十一年四月一日から

施行し、その期間は、当分の間とする。となっている。

この規則問題が出てから三ヶ月くらいの間に、規則を強行制定しようとしている。

この様な重大なる問題を日税連の一部の執行部によって一方的に、全く広汎なる会員を無視して、税理士法改正の基本要綱に逆流する規則を作る意図が単なる五十一年の政府予算がとられたから、関信、東北単位会の地域的な現実問題がある(規則制定の趣

年より「専門相談員」という制度で予算をとってやること。

しかし、「商工会等の顧問税理士制度」では、予算はとったが、会員の反対にあつて、東京、名古屋、大阪等大都市では、実際にはこの制度を実施することはできなかった。

以上、「公益団体等に対する税理士の派遣に関する規則(案)」の問題点を指摘したわけであるが小規模事業者の対策について、税理士法改正と、あわせて重要な問題で

## 第二の顧問税理士制度出現す!!

ある。

政治・経済が変ることによって法律・行政が改正、改革に変化して行く、昭和三十八年十一月の三者協定以来の小規模対策については、現段階において大きなフシを迎えている。

小規模対策の本質、基本的問題について十分に掘り下げて、税理士会としての自主的な方向性を打ち出す時である。

迎合するか、対決するかどちらなのか、小規模対策は国家がやるべきなのか、税理士会がやるべきなのか、

いずれも明確にすることが肝要である。因みに、西ドイツ連邦税理士会では、資本主義経済においては税理士は自由職業人であり報酬を得て仕事をし、小規模事業者は、国家が救済すべき性質のものであり、税理士会はこれを行っていない。

オランダは、国家、税理士会ともに積極的には小規模対策は行っておらず、税理士が社会正義の意味あいで行っている。しかし、官庁、行政ベースではない。

フランスでは、税務署と話し合つて税額をきめるといふフォッフ制度がある。

しかし、民間団体たとえば、会計士協会、業者団体などが小規模事業者のためにしている施策は、全く存在しない。

今回の「公益団体等に対する派遣に関する規則(案)」は会員が総力をあげて展開してきた税理士法改正基本要綱に大きくあと戻りする全く意に反するものである。

税理士制度が混沌として激動するなか、会員各々が大きな怒りをもって、冷静、果敢に処し、力強い行動をもって、税理士制度発展の為に勇進しよう!

# 「研究シンポジウム報告」

研究部長 大 森 英 彦

去る十一月十四日、金沢の郵便貯金会館で研究シンポジウムを開催しました。

今回は今までと違い、遠く、金沢で行うこととなったため、宿泊がどうしても必要となり、費用がかさみ、一方国鉄ストが予定されていたりで、参加者が少ないのでは、と案じていましたが、全国各地から九八名の参加があり、文字通り「親睦」と「研鑽」を得られたことに主催者側として喜んでる次第です。

また、シンポジウムを一つの会場で行えば細かい討論ができないのではないかとのことから、分



受付は大にぎわい

科会にて討議し、その後で、全体会で報告するという形式をとり分科会は

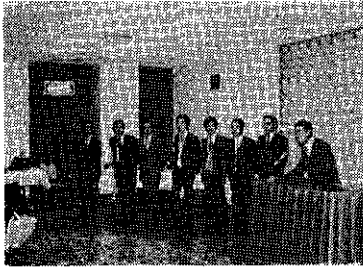
一、会社法改悪について  
「商法の第二次改正」

二、業務改善について  
三、税理士法改正をめぐる諸問題について

① 税理士不当解任濫用阻止裁判をテーマとして取り上げ、約二時間行いましたが、まだまだ時間が足りず、突込み不足との声があります。

② 税理士特別試験違憲訴訟  
今後の検討課題としたいと思っています。

なお最近、新聞紙上にしばしば



会長挨拶

出ている昭和五十二年分から実施されようとしている付加価値税の動きなど、この他にとり上げたいテーマも多々あったのですが、次の名古屋大会に持ちこすことになりました。

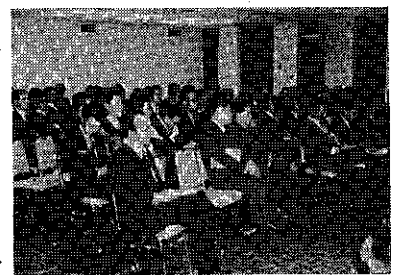
全体会においてはヨーロッパ視察団の報告、ならびに分科会報告があり、報告者はその道のオーソリティばかりで、簡潔にして要を得た報告でした。一方こちらも、時間の関係で、質疑応答の時間が充分とれず残念に思っています。大会後、厚生部の協力を得て、

## 大阪合同青税連

### 『あなたも青年税理士』

大青税組織部員の手による「あなたも青年税理士」が完成した。この小冊子は、次のような目的で刊行されたものである。

一、会員指導の際の標準的指導規範を示したものである。活用が期待されます。



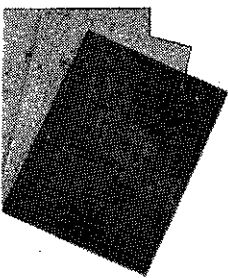
熱気溢れる会場

たことと思えます。今回金沢で行った意義は全国青税連の目標としている、「小さな単位会を各地で作る、大きな輪を作る」を実践し、金沢青税結成記念大会となったことである。これを契機に全国各地に小さな集まり、小さな単位会が出来、我々の仲間が組織として加入されることを希っています。

なお最後に、この大会にご協力いただいた地元金沢の青税の方々、並びに関係各部の皆さんにお礼を申し上げます。

報告書が完成しました。

税制視察団員の研究の成果が、  
(1) 中小企業と付加価値税 (2) 質問検査権と納税者救済制度 (3) 小規模事業者対策 (4) 会社法の実態 (5) ドイツ民主共和国の中小企業者と職業会計人のテーマに纏められ、その他各国の資料も豊富に掲載されており、貴重な資料となるものです。定価二、五〇〇円



## 税制視察団報告書

### 『ヨーロッパの中小企業税制』

第三次ヨーロッパ税制視察団の

# 会社法二次改正の問題点

岩 本 一 志 (東京)



先ず、司会の岩田会員から今回の会社法改正に関する意見照会の出現した背景について、衆参議院の付帯決議の趣旨に基づいてのものといわれるが、実は昭和四十九年七月一日の経団連の「商法改正に関する緊急要望事項」十三項目の大部分を受入れてのものである等の説明のあった後、私が次の報告をした。

昭和二十五年の商法改正で授權資本制度と無額面株式制度の採用、昭和三十年の新株引受権の改正、昭和四十一年の新株の第三者への有利な発行等、企業の資金調達の便宜がとられてきた。さらに昭和四十九年の改正では累積投票の排除、転換株式発行権の取締役会付与、中間配当制度採用等株主總會の権限が縮小すなわち取締役会の権限の拡大強化の方向で改正が

行なわれた。今度の意見照会でも計算書類、利益処分等の確定は取締役会の権限とする、常務会の法制化等取締役会の権限の拡大策がとられている。執行機関のみの強化は種々の弊害が生ずる。

昭和四十九年の監査制度改正の際の監査役の選任・解任・報酬・監査費用・任期等その地位の安定には不十分であることからして、まず監査制度の強化策が再検討されるべきである。

## 一、最低資本金制度と大小会社区分

意見照会の第七であるが初めに検討する。第七を前提条件として第一から第五までが構成されているから、最低資本金制度は株式会社という法人格の濫用を防止することを主目的とするといわれる。

しかしほとんどの中小会社は、法人格の濫用はしてないのが現実である。現有株式会社の実態は総数七十七万社(49・12・31現在)の内資本金五千万円未満の会社七十四万九千社あり全体の九六パーセ

ント。

資本金五千万円以上の会社は二万八千社四パーセントである。また大蔵省法人企業統計年報(昭和四四年)によれば、資本金十億円以上の会社は全会社の一パーセントに満たない、従業員数で十九パーセント、売上高で三三・九パーセントである。

このような中小会社が大多数を占める現実を無視し、また国民経済に占める大企業の地位も従業員数、売上高等からそれ程大きくはないことからして、立法当時の予測と異るとか、国情を無視して外国では少数であるとかの理由から中小会社を株式会社から排除すべきでない。中小会社の経済活動の役割を直視する必要がある。

有限会社の最低資本金制度も同じ理由から設ける必要はない。

大小会社の区分については、株式会社の規模の実態からして大から小まで様々であるので規模に応じて規制を分化する必要があるかどうかである。そもそも商法は民法の特別法と

して商事に関する基本的事項を規定すべきであり、圧倒的多数を占める中小規模の株式会社を前提とした株式会社法を考える必要がある。

少数の大規模株式会社の規制が必要であるならば別個の法律にて行なうことがよい。

また大小会社の区分は中小会社の大会社への発展性を阻止され、大会社の経済的優位性維持に利用される可能性がある。さらに税法上でも二分化される可能性につながり、現在でも租税特別措置法等で、優遇課税が行なわれている大会社に一層拡大適用されることに



なりかねない。大会社に有利、中小会社に不利になるような大小会社の区分は商法中に導入すべきでない。

## 二、企業の社会的責任について

企業の社会的責任が問題となつたのは、大会社の粉飾・逆粉飾決算、買い占め、売り惜しみ、価格協定、土地投機、公害問題、株価操作等が出現したからである。中小会社の問題でない。規制が必要であれば、独占禁止法、鋳業法・大気汚染防止法等の行政取締法の強化、民法の不法行為責任の無過失責任要件の緩和等によって行なう必要がある。組織法を主体とする株式会社法に行動基準であり、その概念も不明確な社会的責任という異質なものの導入は適当でない。

## 三、会社の機関等

業務執行に関する重要事項は、取締役会の請求で株主總會でも決議することになれば、業務執行に関する取締役の責任回避に利用される恐れがある。計算書類の確定、利益処分を取締役会権限にすることは、株主の権限が弱化され、株主の権利が侵害されるから反対で

ある。

株主総会が適正に運営されてないのは、主に、公開会社であり、多数株式会社では、実質的に株主の総意によって適正に運営されている。日本の上場会社の株主総会の所要時間に関し、商事法務研究会のアンケート一九六七年によると、六二五社中七七パーセントの会社が二九分以内で総会を終了しておる。全くおどろくべきことである。

大会社の総会運営適正化は、経営者自身の総会屋排除意思によって解決する問題である。

また使用人兼務役員は、取締役として力量を十分に発揮できないから兼務禁止にしたらとのことであるが、多数の株式会社は取締役職務すなわち業務執行の意思決定時間は少なく、使用人職務が多い。従って使用人兼務を禁止すべきでない。特に税法上使用人職務に対応する賞与の損金算入が認められるので、禁止されれば、多くの中小会社は過重な税負担となる。

社外重役制度は、社内取締役のチェック機能が出現し望ましい面もあるが、監査役の業務監査権との関係が不明確になる。中小会社は社外重役を求めることが困難である等からして導入を慎重に考

る必要がある。大会社の社会的責任との関係が必要なら、別途特別法で規制すべきである。

#### 四、株式制度

額面株式の最低金額の制限撤廃は、無額面株式化であり経営成績不良な企業に取締役会で増資を可能にし、大衆資金の安易な調達を許し、大衆投資家の損害の危険性を増大させる。中小会社は額面株式のみで十分である。

額面株式及び無額面株式の相互転換は、現行法どおりでよい。現行法の解釈でも額面株を出している会社が無額面株式を無償で出せ

ばよい。

株式の単位は、新設会社で最低五〇〇円であり、上限はないので現行制度でよい、最低金額の強制引上げにより端株主に不利益を与え、零細株主の声が反映されなくなる。単位株制度も単位数に満たない数の株式の議決権が失なわれるので、現行法でよい。

株式の相互保有は資本充実原則に反し、経営者による会社支配を可能にし会社による株価操作に使われる。大会社に特有な問題であり特別法で規制する必要がある。

#### 五、株式会社の計算公開

継続性原則は現行解釈上認められるが、計算書類規則三条により注記すれば、違法でなく正当な理由は必ずしも要しない。従って大会社の決算粉飾を容易にする。やはり継続性の原則は明定すべきである。商法二八七条の二の引当金は、種々の利益留保性の引当金が設定され大企業の逆粉飾決算を合法化する。引当範囲は負債性引当金に限定すべきである。修繕引当金の明定が必要である。

連絡決算制度の導入は、ディスクロージャーや親子会社間の監査制度の強化を目的とするなら、既

に証券取引法の連結財務諸表の制度が昭和五〇年四月から実施されるので十分である。連結決算制度は直ちに連結納税制度につながる。そこで親子会社間の取引を内部取引として消去し、欠損金と利益を相殺する。また付加価値税でも親子会社間の取引に課税されないことになれば、大会社に対する優遇制度がとられる。また連結会社の範囲によっては税理士の職域にも重大な影響があり導入に反対である。

#### 六、企業結合・合併・分割

企業結合は大手商社・金融機関等を核に進められている。そこでは市場構造の変化から需要者、一般消費者の利益を害する場合は出現している。利害調整が必要なら大会社の問題であるから特別法で規制する必要がある。合併は現行法でも数多く行なわれている。戦前の財閥が形を変え、再編され、自由競争による公正取引が阻害されておる現状では簡単な合併方法を認めるべきでない。

分割は経営の合理化、相手会社の整理・分離独立等種々あるが最も多い事例が分離独立である。分離独立は不採算部門・新規製品開発の場合に採算性が不明な時新会

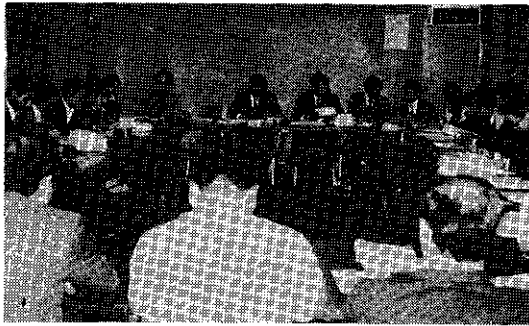
社で営業する。これは分割前会社の経営者責任を分割会社に転嫁することになる。

分割が法定されれば、税法上の特定出資の特例が適用される可能性があり、大会社優遇課税を助長することになる。現行法上も事後設立、財産引受、現物出資等で行なわれているので分割規定は設けなくてよいであろう。

次に日税連意見書のとめに参画した荻野会員から、各単体会と意見が分かれたのは大小会社の区分であり、努力の結果最終的には導入すべきでないこと、継続性原則について異った外は全青税の意見書とはほぼ同様になった旨報告があり拍手を受けた。

また第三次ヨーロッパ税制視察団フランス班の湖東会員より、フランス会社法について、特に経営と監査が分離され、業務監査役会、取締役会、会計監査役会の三権分立が法定されておること、会社監査士の選任は株主総会であり、任期は六年等多くの注目すべき報告があった。

引続き質疑に入り会社法が一部大会社のためにのみ機能する可能性があり、今後改正の意図をさらに究明し、注視する必要があるという意見であった。以上





金青税 加賀百万石の城下町  
お国めぐり  
金沢漫歩の記  
長 永 勇

まず金沢という名前の由来であるが、その昔山芋掘りを職業とする金く無欲な藤五郎という男があり、ある日鳥を取ろうとして砂金を投げつけ紛失してしまった。女房から砂金がいかに尊いものか聞かされ、始めてその価値を知った藤五郎はいつも山芋を掘る付近に砂金が無尽蔵に埋まっていることに思いあたり驚いた。藤五郎はその砂金を掘り出し、貧しい人々に恵んでやったという。この藤五郎が掘り出した砂金を洗った場所が現在兼六園にある「金城霊沢」で金洗いの沢と呼ばれ、それがつまっていつか金沢といわれるようになったという伝説がある。

金沢は戦災に遭っていない。そのためか昔の城下町の面影がこちらで見られ、袋小路のような所もあり、何か雑然としている。市電は四十二年に廃止され、今はバスが狭い道を大手を振って走っている。  
江戸時代と現代社会が同居しており、ちよつとチグハグな感じもある。文化財もかなり保存されており、遠来の観光客も多い。  
金沢の生いたちであるが、加賀百万石の城下町・金沢。宝徳元年(一四四九)と文明三年(一四七二)蓮如上人の巡行により一向宗

の信仰が盛んになった。その後守護職の富樫政親が長享二年(一四八八)滅亡してから天正八年(一五八〇)織田信長の臣佐久間盛政に討たれるまでの約一世の間、僧侶と士民からなる一向宗徒の統治を受けた。  
彼らは犀川と浅野川の間を東から西に延びている丘陵の突端の一室にその本拠を置き本願寺による法王國を構成した。  
これが今の金沢城の地で金沢御坊または御山御坊と呼び門前町の形が整った。  
天正四年(一五七六)織田信長が大阪の本願寺を攻めた時、加賀の宗徒は群起してこれを助けようとしたが、信長は佐久間盛政によって征伐させ領有を許した。  
盛政はその時に柴田勝家の援助を受けて金沢御坊を陥れ、これを自己の居城とし、御山を改めて尾山と称した。その後盛政が賤ヶ嶽の戦いで滅亡すると、豊臣秀吉は天正十一年(一五八三)前田利家に石川、河北の二郡を与えた。  
明治四年の廃藩で金沢町、九年石川県第十六区、十一年金沢区を経て二十二年に市制が施行された。維新直後には武士の失業で市が一時的に衰微し、県庁が美川港に移転されたこともあったが漸時回復

大正十三年以来、数次にわたり隣接町村を編入し、あるいは境界変更した。  
現在の金沢市は、面積約五〇〇K㎡、人口約三十九万。  
次に金沢の人とその生活について。金沢の自然はきびしく、十一月下旬頃からみぞれが降り十二月下旬から雪が降る。一月から三月中旬頃まで雪があるのが普通である。人々の忍耐強い性格もこの長い寒い冬からきているともいわれている。気候の変化と共に地形もまた変化に富んでいる。市の中心部を挟んで犀川と浅野川の二大河川が北西に向って殆んど平行して流れ、有名な香林坊、片町は二大河川に挟まれた形になっている。特に丸の内にある金沢城は現在では金沢大学として新校舎が立並び二大河川の丁度中央に位置して旧金沢市全域を見下ろすようになっている。  
犀川で育った作家室生犀星を始め、泉鏡花、徳田秋声などもこの地で生まれた。加賀友禪、九谷焼、桐工芸、毛針、仏壇、蒔絵などの美術工芸品なども金沢の特色である。毎年六月十三、十四日に百万石まつりがあり、馬にまたがった前田利家を先頭に当時の面々が市の中心部を猛猛しく練り歩く。

その当時の気質と器量を受け継いだ金沢の女性は加賀美人として定評がある。  
観光といえば、まず日本三名園の一つとして有名な兼六園。小雨降る公園にも肩組むアベックの散策が絶えない。うらめしく横目でにらみながら通り過ぎる。中央にある躰ヶ池には白鳥が寒々として泳いでいた。園内の木々にはもう名物雪吊りも整っている。昨年十一月最後の日曜日。雪吊りは一本の樹に百五十本から二百本、多いものでは三百数十本にも及ぶ縄が樹木を囲むようにして張られる。雪に備えるこの作業も兼六園の名物である。  
妙立寺。これは俗に忍者寺の名で呼ばれている。前田家ではまさかの場合、ここを最後の拠点とするため、高層物見櫓つきで多くの階段と隠れ部屋、逃げ穴を持つ不思議な寺を作った。  
金沢市郊外の湯涌温泉に江戸村がある。  
ここには江戸時代の上下級武家屋敷、宿場の本陣、町家をはじめ各種資料が公開されている。  
(注) 写真は雪吊り  
(昭和四十二年一月、郵便切手の図案にもなった)